

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2015 新春合併号！ vol.70

①年頭所感

「いよいよ贈与を本格的に考える時代の突入です！」

②年頭所感「事業承継元年」

③どうしよう…

税務署から相続申告書が送られてきた！

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



年頭所感

「いよいよ贈与を本格的に考える時代の突入です！」

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

2月になってしまい遅れましたが、2015年あけましておめでとうございます。
今年も1年間、どうか宜しく申し上げます。

いよいよ相続税の増税の始まりですね！

と言って、慌てて何かをする必要はありませんので、その点は誤解のないようにしてください。

前年の10月以降から、いろいろ問い合わせが急増しています。その中で最も多いのが、
「今のうちにしなければならないことを教えてほしい。」でした。

「増税が始まるからと言って、今のうちにしなければならないことは、何もありませんよ。」

とお答えしていました。

私達は、一貫して、

- ・相続税、所得税の増税
- ・贈与税、法人税の減税

の流れを発信してきましたし、今後の相続税対策の本命は、

「贈与対策」

であることも、発信してきました。

2015年になって、贈与税率は、若干ですが軽減されていますし、また、贈与に関しての制度は、ここ3年程度で、いろいろな制度ができあがっています。

それは、金融資産を持っている年齢層から、一番お金が必要な年代である若年層に、お金をシフトさせて、消費に充ててもらおう。若者の生活を充実させていこうとする意図が、国にあるからです。

よって、この贈与制度は、活用しないわけにはいかないですね！

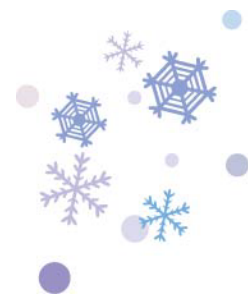
そのことも、ここ数年、相伝にてお知らせしてきました。

相続税の基礎控除の定額部分は、5,000万円から3,000万円に。

相続人1人あたりの控除額は、1人1,000万円から600万円になります。

その変化によって、亡くなった方に対して相続税がどの程度の方にかかるかということ、現在の4%から8%になると、国税庁は計算しています。

東京や大都市圏は、間違いなく10%を超えらると思います。つまり、10人に1人は、相続税がかかるようになります。我々の地区では、私は、6%程度かな？と思っています。



割合で言うと 5 割増しです。

よって、相続対策の中では、ますます、「贈与」が重要になってくるのです。

今年から、いろいろな業界から相続に関してのアプローチが起こってくるでしょう。皆さん、前年の相伝でも書きましたが、相続対策をして、自分の財産を減らさないようにしてください。

そして、まだ、国会を通過したのではないですが、平成 27 年度の税制改正大綱が 12 月の末に出ています。

その中で、資産税がらみのことで、皆さまに関係のある項目を、どこよりも早く、皆さまにお届けします。

よくお読みください。(今の時点での決定事項ではありません。が、過去の例を見ていると、税制大綱が国会で否認されることは、ありません。)

贈与に関して一番大きな改正は、2 つあります。

■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

20 歳以上 50 歳未満の個人(以下、「受贈者」という)の結婚・子育て資金の支払いに充てるため、その直系尊属が平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、金銭等を拠出して金融機関に信託等した場合、拠出金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,000 万円(結婚資金の場合は 300 万円)まで贈与税が非課税とされる。

結婚・子育て資金とは、

- (1) 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む。)に要する費用、住居に要する費用及び引っ越しに要する費用
- (2) 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち、一定のものに充てるための金銭

を言います。

具体的には、挙式費用、新居の住居費、引越費用、不妊治療費、産後ケア費用、ベビーシッター費を含む子の保育費などが想定されているようです。

結婚資金等贈与制度は、大綱の記載内容を見ると、平成 25 年度税制改正により創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と、制度の大枠は似ています。

※次号以降の相伝にて両者制度の違いなどは、表にしてお届けします。

■住宅取得等資金の贈与の非課税制度の拡充

住宅取得等資金の贈与の非課税制度(租税特別措置法 70 条の 2)の適用期限が延長され、非課税枠等の拡充が図られることとされています。

制度の延長・拡充の主な狙いは、

- ① 高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じて経済波及効果が大きい住宅需要を刺激すること(足元の住宅市場の活性化)
- ② 消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動による住宅市場への影響の平準化及び緩和を図ること

消費税の10%税率への引上げは、平成29年4月に行われることになりました。その関係で、住宅需要の動向は、その半年前の平成28年9月末までの消費税の経過措置が終了する時期に駆け込みがあり、それ以降に反動減が現れると予測されています。今回の制度改正においては、こうした予測をもとに影響の平準化を図るため、制度上初めて消費税引き上げに連動するメリハリをつけた改正内容になっています。

非課税限度額を次のとおりとした上、適用期限を平成31年6月30日まで延長します。

(1)住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%である場合		
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	一定の省エネルギー性又は耐震性を備えた良質な住宅用家屋の非課税限度額	左記以外の住宅用家屋の非課税限度額
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円
(2)住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合		
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	一定の省エネルギー性又は耐震性を備えた良質な住宅用家屋の非課税限度額	左記以外の住宅用家屋の非課税限度額
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

上記のような贈与制度が、新たにできたり、延長したりしています。このような制度を使って、相続対策をすることが、相続対策の王道です。なので、まずは、ここから考えるべきですね！

今年は、私達は、より一層の贈与対策を考えるべく、多くの情報を発信してまいりますので、遠慮なさらずに、どんどんご相談に来てください。相続に携わるもの一同、お役に立つべく、しっかりとご相談をお聞きするように致します。また、相伝も、しっかり書いてまいりますので、是非お役立てください。

今年も1年間、どうかよろしくお願ひします。





2 年頭所感「事業承継元年」

Writer 相続診断士 CFP 蒲 幸恵

皆さま、2015 年もういよいよスタートしまして、本年も相続手続きお悩み解決センターをどうぞよろしく願いいたします。

皆さまは良いお正月でしたでしょうか？私はお陰様で、雪の影響にて自宅にこもってました。家でじっくり本を読んだり、今年度の計画を立てたりできました。その中で、相続手続きお悩み解決センターの今年度の計画も立てました。

個人に対する相続への取り組みとしまして 3 つの計画がございます。

一つ目は、相続無料相談会の継続的な実施です。またこの無料相談会の成果物として、昨年の 10 月頃から『財産診断書』をお渡しできるようになりました。『財産診断書』とは、名前のとおり皆さまの財産の把握ができ、相続税の簡易試算もついております。無料相談会も昨年度よりレベルアップさせてまいります。

そして、二つ目は、今年の 4 月頃を目処に税制改正に伴い相続手続き小冊子を再度作成いたします。皆さまにとって分かりやすい小冊子を目指します。出来次第リリースさせていただきます。

最後 3 つ目は、相続対策の実行は引き続きご提案いたします。最近の主な相続対策は、遺言書作成、贈与対策（配偶者居住用財産贈与・保険料贈与）、不動産対策が中心です。お客様のご要望をお聞きしながらご提案をいたします。相続は起きてからでは何も打つ手はありません。相続が起きる前の行動をご支援させていただければと存じます。

また、法人に対する相続、つまり事業承継にも取り組んでいきたいと考えております。経営者を対象に事業承継のセミナーを 3 回（6 月、8 月、10 月）と開催する計画です。私どもは母体が会計事務所であることから、多くの経営者からご相談をお受けしております。経営者が大事にしている『会社』という我が子のような存在を真剣に守りたいと考えます。経営者が突然いなくなるリスクや、退職後の相続のリスクを事前に考えていただきリスクヘッジをします。また相続後の会社運営資金、自社株買取資金、個人の生活資金、相続の納税資金、相続の分割資金をどのように考えていけばよいのか。またそれを準備する方法はどんなことがあるのか。経営者にとって大事な課題である事業承継をお手伝いし、企業が今後も永く発展していくためのお役に立つ会社になっていく基礎固めの年としたいと思います。

2015 年から『お客様の想いをカタチに！企業と家族の更なる繁栄』を私どものミッションとし、相続・事業承継対策を基盤に、お客様の問題解決、未来準備を行う会社になってまいりたいと考えます。2015 年も相続アドバイザー一同、精一杯皆さまのお役に立てますように努力してまいりますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。皆さまにとっても 2015 年が素敵な 1 年でありますように。



3 どうしよう…

税務署から相続税申告書が送られてきた！

Writer 相続アドバイザー 宮司 幸仁

平成 27 年が始まり、今年から相続税がかからない範囲である基礎控除が減額されます。
基礎控除(定額) 5,000 万円 → 3,000 万円に減額

相続人控除加算(1 人当たり)1,000 万円 → 600 万円に減額

これによって、相続税申告が必要になる方は、年間死亡者数に対して改正前の 4% から 6% に増えると言われていています。しかしこれは全国平均なので、3 大都市圏や福井県のような土地持ち、持家率の高い市町村では、もっと割合が増えると予測されます。税務署は、相続税のかかりそうな方が亡くなると、相続税申告書一式と相続についてのお尋ねを郵送してきます。送られてくる時期は相続が始まってから約 6 ヶ月経過した後です。

Q：税務署は、相続が起きた事がどこでわかるの？

A：相続が起きると、相続人は市町村に死亡届を提出する義務があります。市町村は死亡届を受理した後、相続税法の規定により、それを税務署に通知しなくてははいけません。

Q：税務署から、相続税申告書が来なければ申告をしなくて良いの？

A：そうではありません。税務署が申告書を郵送しているのは、あくまでサービスです。たとえ郵送して来なかったとしても、申告をする必要がある相続財産額であれば、しないといけません。税務署から郵送して来なかったのに申告しなかった。でも申告しないといけない財産内容だった事が判明したら、本来の税金の他に延滞税や無申告加算税がかかってきます。申告の必要性を分かっている意図的にしなかった場合には、更に重加算税が加算されます。相続税申告の必要があるかどうか最初の判断は相続人がしないといけません。

Q：申告が必要なこと、わからなかったら、それで良いんじゃない？

A：いいえ、そういうわけにはいきません。

相続が起きた後は、相続手続きが必要になります。例えば不動産は亡くなった方から相続人へ名義変更をしなくてはなりません。預金や有価証券なども同じです。税務署はあらゆる資産移動や売買取引に目を光らせています。相続人の了解無くして銀行に預金調査に入る事もできます(質問検査権という権利を持っています)。わかった後のリスクを考えれば、公正妥当に申告しておく方が安心であり、罰則金という余分な税金を払う事はありません。

Q：税務署はどんな人に相続申告書を郵送してくるの？

A：税務署は、相続が起きた事を知ると、亡くなった方がどのくらいの財産を持っているのかをある程度予測し、申告義務の可能性が高いと判断した場合に申告書を郵送してきます。

その判断材料は、亡くなった人を対象として以下の事が検討されます。

- ・不動産所得をはじめ、何かしらの確定申告をしている。
- ・先代で過去に相続税申告をしたことがあり、財産を相続している。
- ・路線価の高いところなど市街地に土地を所有している。
- ・会社役員をしていて、多額の報酬を受け取っていた。
- ・生前の年収が2千万円を超え、財産債務の明細書を税務署に提出していた。
- ・過去に相続時精算課税の贈与税申告をしている。
- ・有価証券の売却益や保険満期などの一時所得で確定申告をしている。

以上のような資料により、所得金額や納税額を勘案して税務署は判断します。

Q：税務署から相続税の申告書が郵送されて来たら、どうすれば良いの？

A：まず、税務署から申告書が郵送されてきてから、申告義務を判断するのでは遅すぎます。税務署は前述のとおり、相続が始まって約6ヶ月経過後から、遅ければ相続税申告の提出期限1ヶ月前までの間に郵送してきます。

相続税申告の提出期限は、相続が起こった事を知った日から10ヶ月です。相続税申告は、預金・不動産・保険・その他権利関係など様々な財産を、相続税法の規定により評価しなくてはならず、その手続きは我々のような専門家でないといけません。評価した後、更に「誰が相続するか」という遺産分割協議書を作成しなければなりません。分割内容によっては税金が変わってくるので、確定までに時間もかかり、よく検討しなくてははいけません。

財産評価から遺産分割協議書作成、そして申告書提出まで、少なくとも6ヶ月という期間が必要になります。そう考えると税務署によるアナウンスから申告の準備をするのでは申告期限までに間に合いません。

相続税申告が郵送されても、相続税がかからない、相続税申告の必要がないという事であれば、その旨を記した『相続についてのお尋ね』を返送する必要があります。

『相続についてのお尋ね』は、相続人の人数・所有していた預金・有価証券・不動産・債務の明細・生前贈与の内容を記入するものです。記入する内容は概算で良いとされていますが、これも税理士に作成を依頼して署名してもらうと、税務署の信頼は高くなり、問い合わせも少なくなります。

以上の事を踏まえると、相続の事は発生する前に相談しておく事がベストです。今回の改正で、相続申告を初めてするという方が増えてくると推測されます。相続は思った以上に時間がかかりややこしいものです。発生してからであっても、できるだけ早くに我々のような専門家に連絡してください。

-----編集後記-----

平成27年に突入し、いよいよ相続税増税が始まりました。

とはいえ、今回の相伝にも書いてあったとおり、今すぐに何かしないと、今すぐに相続税がかかるわけではありません。当然ながら相続税がかかるのは相続が起きてからのことですので、それまでに、できる対策を実行していけば良いのです。今年も、そのお手伝いができればと思いますので、ぜひご相談ください。



お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



0120-939-243